12月1日から利用対象者を拡大します
障害者居宅生活支援事業

居宅生活支援事業とは、障害のある方が日常生活における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練を行うことや、障害のある方を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行うことを目的とした事業です。本事業の利用対象者を12月1日から拡大します。

なお、サービス利用を希望する方は、担当の相談支援専門員に相談し、社会福祉課または各振興局市民福祉課で申請手続きをしてください。

《問合せ》社会福祉課☎24－7033

《新たに対象となる方》

対象サービス	条件
移動支援サービス	▷身体障害者手帳を所持している方のうち移動に支援が必要な方 ▷精神通院医療を受給している方 ▷難病の診断を受けている方（特定医療費を受給している方）のうち移動に支援が必要な方
日中一時支援サービス	▷身体障害者手帳を所持している方 ▷精神通院医療を受給している方 ▷難病の診断を受けている方（特定医療費を受給している方）
身体障害者デイサービス 訪問入浴サービス	▷身体障害者手帳を所持している方のうち肢体不自由２級の方 ▷難病の診断を受けている方（特定医療費を受給している方）

65歳以上の皆さんなどへ
成人用肺炎球菌予防接種はお済みですか？

2024年３月31日まで

肺炎球菌は、気管支炎や肺炎、敗血症などの原因の一つとなる細菌です。肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぐワクチン接種に助成します。今年度の対象者が市の助成を受けられるのは、2024年３月31日までです。希望者は期間内に接種しましょう。

▶対象者

過去にこの予防接種を受けたことがない、次のいずれかに該当する市民

①2024年４月１日時点で、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方
②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害がある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

※①の該当者には、2023年４月に対象者証を郵送済

▶接種回数・接種費用

１回のみ、4,700円（市助成後の金額）

※市民税非課税世帯・生活保護受給者は接種時の申請により無料。料金支払い後の返金不可

▶接種方法

協力医療機関に予約し、定期接種対象者証（藤色）、健康保険証を持参し、接種を受ける。

▶その他

▷対象者証を紛失された場合は、健康増進課または各振興局市民福祉課で再発行が可能（本人確認書類必要）
▷新型コロナウイルスワクチンを接種する場合は、２週間の接種間隔を空けてください。

市ホームページにも情報掲載

《問合せ》健康増進課☎24−1127

バイク・軽自動車などの 登録・廃車・名義変更の手続きを忘れずに

バイク・軽自動車・小型自動車などの車両を取得、廃車、譲渡した場合や転入、転出された場合は、申告手続きが必要です。

軽自動車税（種別割）は、納税義務者の申告に基づいて課税されます。登録内容に変更がある場合、申告手続きをしないと、所有していないのにいつまでも課税されるなど、トラブルの原因になります。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に1年分課税されます（月割制度はありません）。まだ申告していない方は、早急に手続きしてください。

※軽自動車税（種別割）は、公道上の走行や使用の有無にかかわらず、所有していることで課税対象となります。

※乗用装置を備え付けている、最高速度35km/h未満の農耕用トラクター、コンバイン、田植え機、薬剤散布車等は、小型特殊自動車として登録が必要です。

※原動機の定格出力が0.60kW以下、長さ1.9m以下、幅0.6m以下、最高速度20km/h以下の車両（電動キックボードなど）は特定小型原動機付自転車として登録が必要です。

※登録時と異なる車両に、ナンバープレートを付け替えることはできません。

※盗難に遭った場合は、警察への盗難届出に加えて廃車手続きが必要です。

《問合せ》税務課☎21-9045

《車種別の申告受付・問合せ先》

車種	申告受付・問合せ
◇原動機付自転車（排気量125cc以下または1.0kW以下） ◇小型特殊自動車	税務課市民税係 ☎21-9045 または各振興局市民福祉課
◇３輪または４輪の軽自動車（排気量660cc以下）	軽自動車検査協会 兵庫事務所 姫路支所 ☎050-3816-1848（コールセンター） http://www.keikenkyo.or.jp/
◇２輪の軽自動車（排気量125cc超250cc以下） ◇２輪の小型自動車（排気量250cc超）	神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067（コールセンター） http://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/

固定資産税の申告は1月31日までにお願いします

《問合せ》税務課☎21-9046

固定資産税は毎年１月１日に土地・家屋・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。申告が必要な方は早めに申告の準備をお願いします。

事業者の方へ

12月上旬に令和６年度分の償却資産の申告書を送付します。資産の所有状況（機械・備品などの購入・廃棄、事業の廃業など）を申告してください。**前年度と申告内容が変わらない場合も申告が必要**です。また、次の方も申告をお願いします。

◇新しく事業を始めた方
◇ソーラーパネルを設置した方など

土地・家屋を所有している方へ

所有資産に次のような変更がある場合は申告が必要です。

◇母屋の増築、車庫等の新築
◇家屋の取り壊し
◇事務所や倉庫等を改装して住居に変更
◇未登記家屋の所有者の変更（売買・相続など）

実地調査をしています

固定資産の異動について、申告で把握するほかにも、職員が日々次のことを調査しています。ご理解、ご協力をお願いします。

●土地の利用用途の変更
●家屋の新築、増築評価
●償却資産の帳簿調査など

詳細は市ホームページへ